

～琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業、農山漁村の魅力について考えよう！～

「世界農業遺産」認定をめざして 第3回シンポジウム 御出展のお願い



琵琶湖と共生する「滋賀の農林水産業」を自信と誇りをもって世界にアピールし、持続可能な取組として次の世代に引き継いでいくため、「世界農業遺産」認定をめざしています。

第3回のシンポジウムでは、農山漁村で活躍される農林水産業を営む生産者の皆さんと、ボランティア活動や食を通じて繋がる消費者、企業・団体等の皆さんとの交流を深めながら、滋賀の農山漁村の魅力について考えたいと思います。内容は、交流会と講演の2部構成とします。

交流会では、会場内において滋賀の農山漁村の魅力を高める様々な活動を紹介するパネル展示（ポスター展示、取組紹介、資料配付、商品の試食・販売等）を中心とする会場づくりを予定しています。また、講演では、先進地における事例紹介や、生産者の皆様や環境保全活動に取り組む方々のリレートークを予定しています。

つきましては、交流会におけるパネル展示等に御賛同いただける皆様の御出展および御協力をよろしくお願いいたします。御賛同いただける方は、裏面により事務局あてお申し込みください。

名称：「世界農業遺産」認定をめざして 第3回シンポジウム
開催日時：平成29年9月24日（日）11:00～16:00
場所：県立県民交流センター（ピアザ淡海）3階 大会議室
主催：滋賀県・「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会
来場者数：300人（目標）

シンポジウム内容：

- ・交流会 パネル展示（取組の展示・紹介、商品の試食・販売等）11:00～16:00
- ・講演 基調講演、取組状況報告、リレートーク 13:00～16:00

出展に関する募集内容：

- ・滋賀の環境にこだわった農林水産業に関するもの
- ・湖魚や伝統野菜など滋賀の食文化に関するもの
- ・環境や文化の保全・伝承等の取組に関するもの
- ・その他、滋賀の農山漁村の魅力を高める取組など

出展料：無料

注意事項：

- ・飲食物の販売については、必ず保健所の食品営業許可の交付を受けているものをお願いします。
- ・甚だしい音響・振動・発煙・臭気を伴うものや危険と思われる内容の出展はお断りします。
- ・「出展に関する募集内容」に関する展示、説明することのない出展はお断りします。
- ・出展にあたっては、「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会への入会に御協力をお願いします。（年会費、入会費無料）



「世界農業遺産」認定をめざして 第3回シンポジウム 出展申込書

(できるだけ 8月10日(木)までにお申し込みください。)

FAX: 077-528-4880 または、Eメール: shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp

- ・FAXの場合 ⇒ このまま切り取らずにFAXしてください。
- ・Eメールの場合 ⇒ 件名を「出展申込」とし、下記内容を記載してお送りください。

出展者名 (団体名)				
担当部署名			担当者名	
所在地				
TEL		FAX		Eメール
出展申込	出展内容			
	物販の有無	<input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり【販売する商品と金額、おおよその個数: _____】		
	試食の有無	<input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり【試食する商品 _____】		
	電気使用	<input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり【電気使用量_____W】【電気使用目的: _____】		
	冷蔵庫使用	会場の冷蔵庫使用 <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり【保存する商品と数量: _____】		
	冷凍庫使用	会場の冷凍庫使用 <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> あり【保存する商品と数量: _____】		

出展に関して:

- ・物販を伴わず、取組や活動内容を中心に御紹介いただくブースも大歓迎です。
- ・当日のブース準備時間は、9:00~11:00 後片付けは、16:00~17:00の予定です。
- ・展示・販売ブースの仕様は、下記のとおりです。1団体で1ブースを基本としますが、内容に応じて御相談ください。但し、御希望に添えない場合もあります。
- ・出展いただく企業・団体様の中から、講演(リレートーク)をお願いする場合があります。

出展条件 : 出展される参加企業・団体様は、次のいずれにも該当しないこととします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

■お問合せ■

滋賀県 農政水産部 農政課 世界農業遺産推進係

住所: 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL: 077-528-3825 FAX: 077-528-4880

E-mail: shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp

http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nosei/shiga-giahs.html

